公　　告

令和８年１０月１３日

航空自衛隊高蔵寺分屯基地
分屯基地司令　１等空佐　湯浅　将史

愛知県春日井市木附町無番地に所在する防衛省航空自衛隊高蔵寺分屯基地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

１　応募資格

（１）　防衛省競争参加資格（全省統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のＤ等級以上の資格を有すること。

（２）　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

（３）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（４）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

（５）　役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。

（６）　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

（７）　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

（８）　暴力団又は暴力団員及び上記(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

２　設置方法

国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置します。

３　設置期間

令和９年４月１日（木）～令和１０年３月３１日（金）

４　設置場所

愛知県春日井市木附町無番地に所在する防衛省航空自衛隊高蔵寺分屯基地

５　募集業種及び店舗数

隊員の福利厚生に関わるものであれば、特に問わない。ただし、その場で提供又は引き渡しをする、酒類は不可とする。

６　募集期間

令和８年１０月１３日（火）～ 同年１０月３０日（金）

７　募集内容

募集要項による。

８　募集要項の交付及び問合せ先

（１）　募集要項の交付を希望する者は、上記６の期間内に以下の場所から募集要項を受領すること。

ア　航空自衛隊高蔵寺分屯基地業務課厚生班事務室

イ　航空自衛隊高蔵寺分屯基地ホームページ

ウ　春日井市商工会議所

（２）　問合せ先

〒487-0003　愛知県春日井市木附町無番地

防衛省航空自衛隊高蔵寺分屯基地　第４補給処高蔵寺支処業務課厚生班

【電話】０５６８－５１－０２６５（内線２６７）

【担当】佐藤

【受付期間】令和８年１０月１３日(火）～ 同年１０月３０日(金)

（平日１２時３０分～１３時３０分及び休日を除く。）

９　その他

細部は、募集要項に示すとおり。